○総務省告示第四百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を次のように定める。

なお、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日　　総務大臣　樽床　伸二

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数
1　電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下（注１） 1,744.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,655MHz以下
2　電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下（注２） 1,839.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注３） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,655MHz以下
3　電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局	137MHzを超え138MHz以下 400.15MHzを超え401MHz以下 1,525MHzを超え1,545MHz以下 2,170MHzを超え2,200MHz以下 2,483.5MHzを超え2,535MHz以下 3.4GHzを超え4.2GHz以下 4.5GHzを超え4.8GHz以下 7.25GHzを超え7.75GHz以下 10.7GHzを超え12.75GHz以下 15.43GHzを超え15.63GHz以下 17.7GHzを超え21.2GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 32GHzを超え33GHz以下 37.5GHzを超え42.5GHz以下 43.5GHzを超え47GHz以下 54.25GHzを超え58.2GHz以下 59GHzを超え76GHz以下 116GHzを超え134GHz以下 158.5GHzを超え164GHz以下 167GHzを超え182GHz以下 185GHzを超え190GHz以下 191.8GHzを超え200GHz以下 232GHzを超え240GHz以下
4　基幹放送局	526.5kHzを超え1,606.5kHz以下 3,925kHz 3,945kHz 5,950kHzを超え6,200kHz以下 7,100kHzを超え7,300kHz以下 9,500kHzを超え9,900kHz以下 11,650kHzを超え12,050kHz以下 13,600kHzを超え13,800kHz以下 15,100kHzを超え15,600kHz以下 17,550kHzを超え17,900kHz以下 21,450kHzを超え21,850kHz以下 25,670kHzを超え26,100kHz以下 76MHzを超え108MHz以下 170MHzを超え222MHz以下 470MHzを超え770MHz以下 11.7GHzを超え12.75GHz以下

注１　平成26年３月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものにあっては、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下とする。

２　平成26年３月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものにあっては、1,475.9MHzを超え1,503.35MHz以下とする。

３　平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は２GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第２項第２号㈡に掲げる区域に係るものを除く。

○総務省告示第四百二十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第百二十九号（デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにＰＨＳの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日　　総務大臣　樽床　伸二